

資料4 計画の骨子案

【現行計画からの主な変更点】

- 現行計画第1章の「5 社会・経済環境の変化」を「第2章 屋久島町の状況」として独立。
- 現行計画第2章の「2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備」を「第5章計画の推進体制」として独立。
- 「第3章 計画の基本理念」として、計画の基本理念の記載。
- 現行計画の「施策の方向性」は、当時の鹿児島県の男女共同参画計画が9分野に分類しており、それに沿って9分野の施策の方向性を設定。
現在の県計画は6分野に分類しているので、次期計画では6分野の施策の方向性を設定。

【計画全体の骨子案（赤字は新たに追加する事項）】

現行計画	次期計画
第1章 計画策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会とは 2 計画策定の趣旨 3 計画の背景 4 男女共同参画をめぐる動き 5 社会・経済環境の変化 (人口の推移) 	第1章 計画の策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 男女共同参画社会の形成をめぐる動向 3 計画の位置づけ 4 計画の期間 5 計画策定の体制 第2章 屋久島町の状況 <ol style="list-style-type: none"> 1 人口等の状況 2 男女共同参画の状況 3 住民アンケート調査結果 4 中学生・高校生アンケート調査結果 5 第1次計画の事業評価 6 屋久島町の課題 <p>○データ・調査・事業評価を元に現状の総括を行う</p>
第2章 計画を推進するための施策の方 向性 <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会についてのさまざま ざまな環境における教育・学習の 推進 2 男女共同参画社会づくりに向けた 推進体制の整備 3 多様性にとんだ魅力あるくらしづ 	第3章 計画の基本理念 <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 計画の基本目標 3 SDGs の視点からの計画の推進 4 計画の体系 第4章 計画を推進するための施策の方 向性 <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画社会の形成に向けた意識の改革、教育・ 学習の推進 <u>内容：広報・啓発、学校、制度・慣習、ジェンダー</u> 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進 <u>内容：地域、防災、様々な分野での方針決定過程へ の女性の参画、地域での女性の活躍の推進</u>

<p>くりを支える地域環境づくりの推進</p> <p>4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大</p> <p>5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備</p> <p>6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し</p> <p>7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備</p> <p>8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援</p> <p>9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援</p>	<p>3 誰もが希望する働き方と生活が選択できる環境の整備 <u>(女性活躍推進計画としての施策を含む)</u> <u>内容：多様な働き方、就労分野での女性の活躍の推進、職場での男女の平等な扱い、男女が協力して子育てしやすい環境づくり</u></p> <p>4 生涯を通じた男女の健康への支援 <u>内容：女性の健康、男性の健康</u></p> <p>5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しないまちづくりと被害者支援の充実 <u>(配偶者暴力防止計画としての施策を含む)</u> <u>内容：暴力防止、権利の擁護、性犯罪等の防止</u></p> <p>6 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 <u>(困難な問題を抱える女性への支援計画としての施策を含む)</u> <u>内容：困難な立場にある女性等への支援</u></p>
	<p>第5章 計画の推進体制</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>○府内、地域の男女共同参画の推進体制、懇話会の位置づけを記載</p> <p>2 計画の数値目標・指標</p> <p>○計画の評価指標を定める</p>

【参考】現在の県の計画の取組の記載分野

現在の県計画（第4次）

重点目標/施策の方向	分野1	分野2	分野3	分野4
1男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進 (1) 行動変容につながる意識改革のための普及啓発、制度や慣行の見直し (2) 学校教育における男女共同参画の推進 (3) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進 (4) 性の多様性についての理解促進	啓発	学校	家庭	ジェンダー
2誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備 (1) 経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革 (2) 働く場における男女共同参画・ジェンダー平等の推進 (3) 子育て・介護基盤整備の推進 (4) 多様で柔軟な働き方の推進 (5) 男性の家事・育児等への参加促進 (6) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	働き方改革 改善	就労環境改善	女性経営者・参画拡大	子育て・男性の育児支援
3生涯を通じた健康支援 (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 (3) 男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進	男女の健康	リプロダクティブヘルス/ライツ		
4男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援 (2) デートDV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等への対策及び被害者支援	配偶者暴力の防止	デートDV等の防止	性暴力等犯罪行為の防止	
5男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (1) 生活上の困難に直面する女性等への支援 (2) 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	困難な立場の女性への支援	高齢者・マイノリティ等への支援		
6男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進 (1) 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり (2) 地域における意思決定過程への女性の参画拡大 (3) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進 (4) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	地域	防災		

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。女性自身やカップルが、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数や出産する時期を自由に決める「選択の自由」（権利 ライツ）を持ち、さらにそのための健康（ヘルス）の享受とそれに関する情報や手段を得る権利があるという考え方。

現在、女性の重要な権利の一つと認識されており、この考えに基づき、安全な妊娠のための健康の保持及び広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すこととされている。（外務省ホームページ、厚労省ホームページより）